

司法修習委員会規則要綱(第7回)

1 設置

司法修習生の修習及びこれに係る司法研修所の管理運営に関し、司法修習生の修習の充実及びその法科大学院における教育との有機的連携の確保並びに法曹相互の協力の強化を図るため、最高裁判所に、司法修習委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

2 所掌事務

(1) 委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

1.最高裁判所の諮問に応じ、次に掲げる重要事項について調査審議すること。

ア 司法修習生の修習についての基本方針の策定及び実施に関する重要事項

イ 司法修習生の修習に係る司法研修所の管理運営に関する重要事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、法科大学院における教育との有機的連携の確保に関する事項その他の司法修習生の修習に関する重要事項

2.1のアからウまでに掲げる重要事項に関し、最高裁判所に意見を述べること。

(2) 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会、大学その他の法曹の養成に係る団体又は個人に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を依頼することができるものとする。

3 組織

委員会は、委員10人以内で組織するものとする。

4 委員の任命

委員は、次に掲げる者のうちから、最高裁判所が任命するものとする。

1. 裁判官

2. 検察官

3. 弁護士

4. 司法研修所長

5. 法科大学院の教員その他の学識経験のある者

5 委員の任期等

(1) 委員の任期は、2年とするものとする。

- (2) 委員は、再任されることができるものとする。
- (3) 委員は、非常勤とするものとする。

6 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任するものとする。
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表するものとする。
- (3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するものとする。

7 幹事

- (1) 委員会に幹事を置くものとする。
- (2) 幹事は、次に掲げる者のうちから、最高裁判所が任命するものとする。
 - 1.) 裁判官
 - 2.) 検察官
 - 3.) 弁護士
 - 3.) 弁護士
 - 5.) 法科大学院の教員その他の学識経験のある者
- (3) 幹事は、委員会の所掌事務について、委員を補佐するものとする。
- (4) 幹事は、非常勤とするものとする。

8 議事

- (1) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないものとする。
- (2) 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

9 庶務

委員会の庶務は、最高裁判所事務総局人事局において処理するものとする。

10 雑則

この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。